

# 川崎市認定こども園整備費等補助金交付要綱

平成28年11月30日  
28川こ子幼第204号市長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、本市の計画に基づき学校法人又は社会福祉法人が行う、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設及び設備の整備に要する費用の一部を、予算の範囲内において補助することにより、子どもを安心して育てることのできる体制の整備を行うことを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 新設 新たに施設を整備することをいう。
- (2) 増築 既存施設の現在定員の増員を図るための整備を行うことをいう。
- (3) 改築 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）を行うことをいう。
- (4) 増改築 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備を行うとともに、既存施設の改築整備（一部改築を含む。）を行うことをいう。
- (5) 大規模修繕等 既存施設について別表第1に定める対象事業に係る整備を行うことをいう。
- (6) 防犯対策整備 施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置、防犯カメラ設置、外構等の設置修繕その他の安全対策に係る整備を行うことをいう。

## (補助対象事業者等)

第3条 この要綱において補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人とする。なお、学校法人又は社会福祉法人の設立と認定こども園の設置を同時に行うための準備をしている団体で川崎市長（以下「市長」という。）が認めた者についても、補助対象事業者に含まれるものとする。

- 2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、当該法人等を補助対象事業者としないものとする。

## (補助対象施設)

第4条 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、整備に要する費用の財源措置が確実なものであり、かつ、10年以上継続して運営が確保できるものと市長が認めるものとする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分
- (2) 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- (3) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(4) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（当該施設の定員が20人以上の場合に限る。）

2 補助対象施設は、前項各号の整備を行うことにより、新たに認可又は認定を受ける場合を含むものとする。

3 補助対象施設の設備及び運営は、川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第34号）その他本市が認定こども園の認可又は認定を行うための基準に適合するものでなければならない。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、別表第2に掲げるものとする。

2 次の各号に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に関する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(3) 職員の宿舎に要する費用

(4) その他認定こども園の施設整備として適当と認められない費用

（補助金額の算定）

第6条 補助金額は、次の各号に掲げる費用のいずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

(1) 別表第3及び別表第4に基づいて算定した額の合計額（別表第4の基準額を適用する場合は、当該金額に2を乗じた額とする。）

(2) 当該施設整備に要する費用の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額

（端数処理）

第7条 前条の規定により算出した対象経費区分ごとの補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（市内中小企業者への優先発注）

第8条 補助対象事業者は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助対象経費に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者をいう。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴取（以下「入札等」という。）を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

2 前条の規定により入札等を行うこととされた補助対象事業者が入札等を行わなかった場合には、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第2号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に登載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(補助の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、認定こども園整備費等補助金交付申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長宛て申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 整備等に係る収支予算書
- (3) 整備等に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第10条 市長は、前条に規定する補助の申請があったときは、申請内容について審査のうえ補助の適否及び交付を決定し、申請者に認定こども園整備費等補助金交付額等通知書（第4号様式。以下「交付額等通知書」という。）により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 市長は、工事等の進捗状況に応じて、実地検査により適当と認めた場合に補助金を交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、工事費の一部を前払にて支払うことができる。

- 2 補助金の額は、交付額等通知書により別途明示するものとする。
- 3 補助金の請求は、補助の決定を受けた者が交付額等通知書に指定する交付時期に合わせて行うものとする。

(届出等)

第12条 補助の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 工事を完了したとき。
- (3) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合

(補助金の変更交付)

第13条 補助の決定を受けた者は、補助金額に変更が生じたときは認定こども園整備費等補助金変更交付申請書（第5号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象施設において、政治的活動又は布教活動を行ったとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(事業実績報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る施設及び設備の整備が完了したときは、

速やかに実地検査を受けるとともに、認定こども園整備費等補助金事業実績報告書(第6号様式)、発注実績報告書(第7号様式)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

- 2 前項に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第8条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

(補助金額の確定等通知)

第17条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その施設及び設備の整備が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、認定こども園整備費等補助金確定通知書(第8号様式。以下「確定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額と、第10条に定める交付決定の額が同額の場合には、確定通知書による通知は省略することができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第9号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

- 2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、こども未来局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年11月30日から施行し、同日以降に行われる整備等に係る補助申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月21日から施行し、同日以降に行われる整備等に係る補助申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

大規模修繕等対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替	狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事（1園当たり30万円以上の事業を対象とする。）
(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備  既存施設について、建物に固定して一体的に整備する工事
(6) 特殊付帯工事	
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 耐震化等整備事業	地震防災対策上必要な補強改修工事であって、既存施設について私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成27年5月14日27文科初第292号）別表1第3項及び別表2に準じて整備される工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

別表第2（第5条関係）

補助対象経費（新設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、防犯対策整備）

種目	対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>特殊附帯工事費 （防犯対策整備を除く。）</p>	<p>特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>設計料</p>	<p>事業を行うにあたり必要な設計費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 （改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表第3（第6条関係）

1 算定基準（新設、増築、増改築、改築）

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	別表第4に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第5条第2項各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用とする。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
	特殊附帯工事費	別表第4に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表第4に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費



2 算定基準（大規模修繕等）

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	次のいずれか低い方の価格を基準に市長が必要と認めた額とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）等の見積り (2) 工事請負業者の見積り	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第5条第2項各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
	仮設施設整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

### 3 算定基準（防犯対策整備）

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>防犯対策の整備に係る工事費については、次の取扱いとする。</p> <p>(1) 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格を基準に市長が必要と認めた額とする。 ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）等の見積り イ 工事請負業者2社の見積り ただし、ア、イのいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p> <p>(2) 非常通報装置等の設置 次のいずれか低い方の価格と1,800,000円を比較していずれか少ない方の価格を基準とする。 ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）等の見積り イ 工事請負業者2社の見積り ただし、ア、イのいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p>	<p>防犯対策に必要な工事費又は工事請負費（第5条第2項各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

別表第4（第6条関係）

1 補助基準額（幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分）

単位：千円

定員	基準額（1施設当たり）		
	本体工事※1	解体撤去工事※2	仮設施設整備工事※2
20名以下	59,900	1,200	2,139
21～30名	62,900	1,362	2,611
31～40名	73,100	1,815	3,164
41～70名	83,400	2,286	4,396
71～100名	108,300	3,222	6,595
101～130名	130,200	3,869	7,915
131～160名	150,700	4,836	9,895
161～190名	171,300	5,804	10,818
191～220名	190,400	6,771	12,621
221～250名	211,000	7,739	14,424
251名以上	234,300	8,706	16,227
特殊附帯工事	8,190	/	
設計料加算	本体工事費及び特殊附帯工事費に係る基準額の5%		

※1 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員数を算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること（いずれも、小数点以下切捨て）。

2 補助基準額（保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分）

単位：千円

定員	基準額（1施設当たり）		
	本体工事※1	解体撤去工事※2	仮設施設整備工事※2
20名以下	38,000	762	1,361
21～30名	39,900	866	1,661
31～40名	46,500	1,155	2,014
41～70名	53,000	1,454	2,796
71～100名	68,800	2,049	4,198
101～130名	82,900	2,459	5,036
131～160名	95,900	3,077	6,295
161～190名	109,000	3,693	6,882
191～220名	121,100	4,309	8,031
221～250名	134,100	4,924	9,178
251名以上	149,100	5,541	10,326

※1 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員数を算定すること（いずれも、小数点以下切捨て）。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること（いずれも、小数点以下切捨て）。